

令和4年第2回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和4年6月2日

美郷町議会

# 令和4年2回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和4年6月2日（木曜日）

◎開会日時 令和4年6月2日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和4年6月2日 午後1時41分 散会

## ◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和4年第2回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和4年6月2日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
1番 若杉 伸児 議員  
2番 早川 節夫 議員
- 日程第2 会期の決定  
6月2日 ～ 6月6日 5日間
- 日程第3 諸般の報告  
(1) 議長  
(2) 総務厚生常任委員長  
(3) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告第3号 令和3年度繰越明許費の報告について  
報 告
- 日程第5 承認第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例の  
専決処分（専決第3号）の承認を求める  
ことについて  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例の専決処分（専決第4号）の  
承認を求めることについて  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第7 承認第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算  
（第12号）の専決処分（専決第5号）の  
承認を求めること  
について  
提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 8 議案第 38 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 9 議案第 39 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 10 議案第 40 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 11 議案第 41 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 42 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 43 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 44 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 45 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

提案理由説明

日程第 16 一般質問

2 番 早川節夫 議員

1. 街灯、防犯灯の撤去及び電気料金支払いについて
2. 森林環境譲与税について

4 番 兒玉鋼士 議員

1. 防災対策について

# 会 議 録

令和 4 年 6 月 2 日  
午前 1 0 時開議

## 【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 山本 文男】

改めまして、おはようございます。4月の人事異動後、新たな執行部体制になっての初めての議会であります。どうぞよろしく申し上げます。

本定例会では、7名の議員が一般質問を予定しております。

これから、本格的な雨のシーズンに入りますが、防災対策についての質問もあるようです。12件の議案審議などと併せて、住民の福祉の向上につなげられるよう、活発な議論をお願いいたします。

## 【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

## 【議長 山本 文男】

ただいまから、令和4年第2回美郷町議会定例会を開会します。

## 【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

なお、本日の会議には、報道機関が取材のため傍聴しますので、あらかじめお知らせします。

また、カメラの持込、写真撮影も許可しましたので申し添えます。

## 【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員を指名いたします。

マスクをとらせていただきます。

## 【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

## 【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和4年第2回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期日程については、本日から6月6日までの5日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から6月6日までの5日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月6日までの5日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

記載のとおり処理しましたので、報告します。

【議長 山本 文男】

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 山本 文男】

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

**【議長 山本 文男】**

5番、総務常任委員長、中嶋 奈良雄議員。

**【総務常任委員長 中嶋 奈良雄】**

総務厚生常任委員会の調査を報告します。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 常備消防の状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局長
5. 対応者 副町長、総務課長、危機管理担当
6. 調査の概要

入郷3町村消防常備化検討協議会における検討状況の説明を受けた。

救急・救助以外の事案については、現有消防力で対応可能であると考え、新たに消防署の建設や消防隊の配置は財政的な面からも困難と考えているので、多様な常備化の在り方として通信指令業務のみを実施する、広域消防本部を設置し、現有消防力を最大限に生かす方向で常備化として認めてもらえるか、国に確認しているとのこと。

なお、常備化をすることによって運営費の財政支援は変わらないとのことであった。

・考察

町民の生命、財産を守ることを最優先として、将来の財政負担を考慮した3町村の実情に合わせた常備化への体制構築をお願いする。

次に、2つ目の調査を報告します。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 新型コロナワクチン接種状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局長
5. 対応者 なし
6. 調査の概要

新型コロナワクチン接種状況について、調査時点での3回目までの接種状況の資料提供を受けた。

なお、5歳以上12歳未満は接種が開始されたばかりなので、今回は調査しなかった。

今回は、接種状況の資料提供だけであったので、考察はありません。

以上で、報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**【文教産業常任委員長 那須 富重】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

文教産業常任委員長、那須 富重議員。

**【文教産業常任委員長 那須 富重】**

それでは、文教産業常任委員会の調査を報告します。

今回、2件の調査をいたしました。

まず、1件目でございます。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 義務教育学校の状況について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局長
5. 参集者 副町長、教育長、教育課長、県派遣主事、学校教育担当
6. 調査の概要

西郷義務教育学校の説明を受けた。

県内初の義務教育学校として令和3年4月に開校している。幼稚園や小学校、中学校の枠がない教育が可能となり、それを最大限生かした取組がなされている。連続性のある多様な学びを実現するため、前期ブロックは教師指導型、後期ブロックは子供主体型を教育理念としている。

また、継続的な主権者教育として、学校・家庭・地域が連携した教育体制、一人一人の子供に応じた指導体制など、5つの新たな取組を行っているとの説明があった。

・考察

幼稚園生、小学生、中学生が一体となって学べる義務教育学校の利点が生かされた教育となっている。

一方で、小学校から中学校へ進学するときの行事や環境変化の経験がなくなっているため、それを補う取組も必要と感じました。

次に、2つ目の調査を報告します。

1. 調査日 令和4年5月17日（火）
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 6次産業化の状況について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局長
5. 参集者 副町長、政策推進室長、6次産業化担当
6. 調査の概要

地域ぐるみでの6次産業化の説明を受けた。

町は、交流人口を増やして観光や物販で外貨を獲得する。それに必要な産業は可能な限り町内で賄うよう整備することを基本理念としている。

今までの栗の6次産業化や梅酒の商品化、企業間交流と交流人口対策の取組状況の説明があった。

今後関係部署との連携を図り、6次産業化に取り組んでいくとのことである。

また、北郷で昭和43年まで造られていた日本酒「いすゞ美人」の復活に、これから取り組んでいくとのことであった。

・考察

6次産業化の基本理念を達成するため、今後の全体的な方向性とその取組を整理し、そのことを町民へ周知して、さらなる推進をお願いする。

以上で、報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

以上で、諸般の報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

日程第4 報告第3号 令和3年度繰越明許費の報告について、町長より報告があります。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

おはようございます。本日から6日までの期間、5日間で第2回の議会定例会ということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

農繁期を迎えているいろいろとあわただしくなりました。4年連続の特Aということで、植付けが始まるということでもありますので、生産者に頑張っていただきたいと。そして、また実りの秋を迎えることを期待をするところでもあります。

それでは、報告第3号、令和3年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

今回の繰越しについては、お手元の令和3年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

番号制度システム環境構築事業をはじめとする12事業、総額6億2,076万7,000円の事業費を繰り越しました。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

以上で、報告第3号の報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

日程第5、承認第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

承認第3号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町税条例を改正する必要が生じたことから、令和4

年 3 月 3 1 日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。

主な内容は、住民税の住宅ローン控除の適用期間延長、固定資産税の負担調整措置の特例、納税環境の整備等の改正であります。いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めます。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、承認第 3 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

**【議長 山本 文男】**

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがって、承認第 3 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

**【議長 山本 文男】**

日程第 6、承認第 4 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分（専決第4号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、令和4年3月31日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。

内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に改正するものであります。いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分（専決第4号）の承認を求めることについての採決を行います。  
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第7、承認第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、承認第5号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この補正は、主として地方交付税や各種交付金、国庫支出金等の確定に伴うもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億402万6,000円とするものです。

歳入につきましては、町税の収入増により681万7,000円の追加、

地方譲与税の確定により922万1,000円の追加、

配当割交付金の確定により103万1,000円の追加、

株式等譲渡所得割交付金の確定により97万7,000円の追加、

地方消費税交付金の確定により672万2,000円の追加、

自動車税環境性能割交付金の確定により158万円の追加、

地方特例交付金の確定により196万円の追加、

地方交付税（特別交付税）の確定により2億7,590万6,000円の追加、

国庫支出金の確定により1,849万2,000円の減額、

県支出金の確定により1,877万9,000円の追加、

寄附金の確定により8,060万6,000円の減額、

繰入金に812万7,000の追加、

町債から110万円の減額が主なものであります。

歳出につきましては、ふるさと納税一括業務代行手数料の減等により、総務費か

ら2,873万2,000円の減額、

臨時特別給付金の確定により、民生費から1,938万1,000円の減額、

各種補助金の確定により、農林水産業費から964万5,000円の減額、

歳入の増額分については、今後の公共施設の大規模修繕等に備え、公共施設等整備基金へ積み増しすることとし、基金積立金に2億8,894万円を追加しました。

これにより、令和3年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億402万6,000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

**【8番 小路 文喜】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

8番 小路 文喜議員。

**【8番 小路 文喜】**

お伺いします。予算書の11ページです。

物品売払い収入が120万円の減額であります。説明だと、学校給食車を売却した旨、書いてあるんですけども、この車両の取得価格、取得年度、それから見積りはどなたがされたのか、売却先はどこなのか、ここまで値下げをしなきゃならなかった理由は何なのか、それから売却の方法、こういったものについて、説明をお願いします。

**【副町長 藤本 茂】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

副町長。

**【副町長 藤本 茂】**

お答えいたします。

物品売払い収入で120万円の減ということでありまして、当初、売却ということを考えていたんですけども、売却よりも貸し付けたほうがいだろうという判断の下に、当初の予算を減額したものであります。

以上です。

**【8番 小路 文喜】**

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

ということは、この10万円はリース料だということですね。  
それでは、リース契約の内容について、説明をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

申し訳ございませんけど、リース契約の内容まではこちらで今、把握してないということでもあります。教育課のほうも課長が代わってはっきりしないということでもありますので、後ほど、リース契約の内容については御説明したいと思いますので、御了解をいただきたいと思います。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

130万円の見積りの妥当性もさっき聞いたかったですけども、130万円ですから、最低13年くらいのリースにならないと元は取れないわけですね。

ちょっとここで、そのリースの内容が明確にならないと、この大事な資産である学校給食車が正当に扱われたかどうかと、価格的に。それがちょっと理解しかねるので、ちょっとそれは調査の上、報告をお願いしたいと思うんですが、議長。

【議長 山本 文男】

暫時休憩します。

(休憩：午前10時29分)

(再開：午前10時36分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

小路議員、御質問の件でございますけれども、まず120万円の価格の根拠ですけれども、これにつきましてはトラックの車両メーカーによる下取り価格の査定価格ということで算定をいたしております。

それから、この車両につきましては現在、リースを行っております、リース先が栗処さいごうなんですけれども、年間のリース料を6万円ということで計算をしております。

これにつきましては、20年のリースということで取りあえず計算をされておるところでございます。

以上でございます。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

私も今、見て気づいたんですが、リース料が年間6万円という話ですね。車検とか保険料とかいろいろな維持費が要るんですよね。これでは足りないと思うんですが。これで行けば。

それは、向こう側が見るのか、こっちが見るのか。それに修理代ですね、普通は傷めたりしたら保険でやるのか分かりませんが、そういったものはどこが借りているのか分かりませんが、リースを借り取るほうがいびるのか、ちょっとそこ辺のところも聞かせください。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この本車両につきましては義務教育学校となりまして、不要となった車両をリースしている物件ではございますけれども、今回、借主が栗処さいごうということで、現状でリースをするということでございます。

これに伴います自賠責保険、任意保険、それから車検、その上また点検・修理代につきましては、借主が負担をするということで取決めをしております。町所有でございましたので自動車税がかからなかったんですけど、自動車税につきましても使用者に課税されるということでございます。

以上です。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

年間6万円ということでありますから、月に割ったら金額的には高いか安いかわかりませんが。

車というのは、非常に難しく、所有者が交通事故を起こした場合、人をはねたとかは恐らく所有者だと思います。だから私たちが他人に貸して事故をやった場合は、所有者がと。だからそういったこともいろいろ問題があるので中身を十分、検討してやっていかないと問題があるのではないかとこのように思っております。

中身を聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

おっしゃるとおり自賠責から任意保険それから車検費用、点検修理、それから自動車税につきまして全て借りているほう、栗処さいごうさんのほうが全て負担をするということで取決めをしております。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。この説明資料は売払い収入なんですね。だからこの説明資料に間違っていたことが記載してあったというふうに理解をされているのかどうかということが1つ。

それから、20年リースって、それは契約ですから。取得年度が何年でトータルで20年足したら何年になるのかと。一般的に軽トラは5年くらいの減価償却期間しか見てないんですけど、こういう契約が成り立つのかどうかも含めて気になるん

ですけど、そのところはちょっとどうなってるかだけ、教えてください。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

自動車の登録年度につきましては平成26年8月でございます。

それから、売払い収入につきましては当初、120万円を予定していたんですけども、これにつきましては全て今回の専決の補正によりまして、それで落としたということでございます。

この賃貸契約によりますリースにつきましては、収入につきましては当初予算分を落としたというところでございます。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

私が言うのは、この予算書の説明欄が売払い収入の10万円という表記は、今のやり取りからすると間違いですよ。その確認でした。

それから、リースが6万円なのに、なぜ10万円なのか、ちょっとここで新たな疑問ですので、この2点だけすみません、ちょっと回数が多くなって。

【副町長 藤本 茂】

議長。

【議長 山本 文男】

副町長。

【副町長 藤本 茂】

この物品売払い収入の130万円というのは、これは給食車の分が1台と、あと10万円の分は他にあるんですね。ちょっとそこまで掘っておりませんが、その10万円は残して、そして120万円、当初、メーカーに見積もってもらった金額が、当初は売り払うということで考えていたんです。そしたら120万円で業者から上がってきたもんですから、その予算化をしていたと。

だけど、方針がリースということになりましたので、その分は売払い収入として当初の120万円の見積りの予算はその分を落としたということでありまして。

だから、この歳入の分ですよ。歳入の分は130万円当初予算で、他のと給食車とあったんですね。その130万円のうちの120万円が給食車だったんですけども、その分は結局、リースに変えたので落としたと。歳入から落としたと。

これは当然、総計予算主義ですね。「一切の収入の分と一切の支出の部分は、その年度の中に編入しなければならない」というのがありますので、こういう専決をして、不用額を縮めたということで理解してほしいと思います。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

「20年のリース」と言ったんですよね。これ、年式は何年たっているのか。もしこれが途中までで車が傷んで、もうリースがちゃらになった場合、払わんでいいのか、残債を払うのか、借りてるところは。あまり年数がたつてると、20年ももつのかなあと、ちょっと心配しているんですが。

ですから、今までの年数が分かりませんので、5年なのか10年なのか。10年たっていれば、30年、車を使うことになるんですよね。そうすると、エンジンのに問題があったときに、途中で契約を破棄しますといった場合には、その残債は町が持つのか、借りたところが持つのか、ちょっとそここのところもお聞かせ願いたいと思います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この物件なんですけど、保冷車ですね、冷蔵の保冷車になりますけれども、当初の登録年月日が平成26年8月でございます。約5年でございます。

リースにつきましては、取りあえず20年ということで算定してリース料を決定した経緯がございますけれども、契約の中で途中でそういった破損等があった場合には、リースの契約の解除ができる旨を契約の中に定めてございます。

以上です。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

恐らく使用するほうは一遍に高額な金額を払うよりか年間に五、六万円、月にすれば5,000円ですかね、払っていたほうが経営的に楽だと思うんですね。それは分かります。

ただ、今の査定額が120万円で20年で $2 \times 6 = 12$ という計算だろうと思うんですが、ただ途中で解約したら、もう全部、共用したら逆に公開して入札したほうがすっきりするのではないかと私ちょっと今、見ながら思ったんですが、20年も引っ張るよりかは。それは査定価格が出ておりますので、どこが出したか分かりません。1、2社出してもらって、それで競売にしたほうがすっきりするのではなからうかと。

この120万円を補償するなら、どうしようとそれでもどうかと思うんですけども、途中で5年、6年して事故になって、これはもう使えなくなったと。そしてら保険で払って、あとはもう駄目という場合があるわけですね、車は。だからそこ辺のところも考慮したほうがいいのではなからうかと、町のためには。後がすっきりするのではなからうかと。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

経緯については今、説明したとおりであります、そういう形で最初は売払いという考え方の中から、やはりそれはリースという形になって、中身は分かったことと思います。

栗処さいごうさんにリースで貸したというのは、やはり保冷庫のほうかなという話であります。栗を買いに行くときに、足りないときに、佐賀とか熊本に行ったときに、持ってかえるときに傷むということでもあります。

ですので、そういう実情があつて、保冷庫がついていけばそのほうが鮮度を保てるという利便性があるから、うちのほうに売ってくれないかという話があったんですが、そこ1か所で売るという話ではなくて、リースではいかがなものかという話でありますので、車等々が傷めば、また元に戻るという形になりますが、その保冷庫自体がしっかりしていれば積み替えるという形になります。

今後はうちのほうとしては、保冷庫だけを貸すという形にして、車は自分のところで調達してくださいよというような話になっていくのかなあとふうに思っております。

ですので、全部を売るということではなくて、今回の場合はそういうことを加味してリース契約をしたということでもあります。

以上です。

【10番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 山本 文男】

10番 川村 嘉彦議員。

【10番 川村 嘉彦】

リースでも私はいいと思います。

ただ、その120万円が担保されているか、されてないか。この年間6万円が高いか安いかはそっちに置いて、ただ、途中で10年くらいで契約を破棄したときに、60万円しか入ってこないよと。そうすると、あとはもう車もかなり傷んでいると。もう廃車同然ということになったら、町は60万円の損ですよ。ですから、その後の今のやつが120万円なら、それが担保できるような契約書はできないのかなということで、伺ったつもりなんです。ちょっと言葉足らずのところがありましたけど、そういう意味で質問したつもりです。

基本的には、リースでもいいと思うんです。ただ、その120万円、今、評価しますよと。ただ10年後に駄目になったら、もう契約破棄ですよ。あとの60万円を払いませんよじゃなくて、その120万円を担保できるような契約書に。20年、順調に行けばいいんですよ。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

ずっと答弁をしていますけど、そういう方法でこの部分の物件を契約したということでもあります。ですので、その契約内容の中にもやはり「傷めば」という部分が入っていますので、これは契約した中で、うちが120万円を担保できるかできないかということもありますけど、そうすると、やはり広く、一応、売るときには公募をしてという話になって、120万円競り売りみたいな形になりますけど、120万円以上で入札したところ、一番高いところを契約という形になっていくのかなというふうに思いますが、取りあえずうちの財産ということで残して、そういう形で契約をしたと。もしそういうことがあれば、解約も致し方がないということで、多分、その流れの中で、自分の頭にあるのはそういうことでもあります。

車の価値というのは、ほとんどないかなあという気はしてましたけど、保冷庫という部分が価値があるということで、やはり保冷庫はいつ使うか分かりませんので、やはりそういう形で持っておったほうがいいと。リースにしたほうがいいと、これは西郷中から田代小学校のほうに、給食を移動する、持って行くときの車でありまして、保冷庫のほうに価値を置いたということで、リース契約をしたということで御了解をいただきたいと思っております。

**【議長 山本 文男】**

他に質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

【 8 番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【 8 番 小路 文喜】

反対の討論を行いたいと思います。

先ほどから色々説明がっておりますけども、平成 26 年登録の車が今から 20 年間のリースに耐えられるかどうかと。社会通念上、これは通らない理屈だと、私は思っております。今、冷蔵庫の能力が非常に高い評価をされておるようですが、これだって 20 年間稼働するかどうかということになってくると非常に疑問になります。

先ほど、指摘がありましたように、途中で解約した場合は誰が責任をとるのかと。先ほどの話でいうと、60 万円の損が生じたときに、結局、どなたも責任はとらない形で話が決まってしまうんじゃないかという心配をしております。やはり社会から見ても納得の行く契約をしなければならんと、私は思います。

この話を聞いていて思うのは、やはり栗の一点突破という観点からいろいろなことが配慮されてるのかもしれないけれども、この政策的に誘導していくことと、特定の団体に便宜を図ることとはきちっと整理をしなければならんと思います。

私は、非常に後者の「便宜を図る」という観点からの今回の車の処分と申しますか対応というふうに思われますので、本承認第 5 号については、反対をいたします。以上です。

【議長 山本 文男】

他に討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、承認第 5 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分（専決第 5 号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立多数 )

【議長 山本 文男】

起立多数であります。

したがいまして、承認第 5 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 12 号）

の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩したいと思います。  
再開を11時5分とします。

（休憩：午前10時56分）

（再開：午前11時04分）

【議長 山本 文男】

全員おそろいですので、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第8、議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第38号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、美郷町議会の議員の福利厚生に関する事務を能率的に行うため、議員の報酬から控除することができる項目について、条例に規定するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第9、議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第39号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消防団員の給与等につきましては、階級に応じた年額の報酬と災害活動や訓練等の出動回数に応じた費用弁償を支給していましたが、非常備消防団員の報酬等の基準が制定され、報酬の種類が年額報酬と出動報酬の2種類と定められました。

このことから、本町においても所要の改正を行うとともに、消防団員の処遇改善を行うため、副部長及び班長の報酬額を3万円から3万8,000円へ、団員の報酬額を2万9,000円から3万6,000円へとそれぞれ引き上げ、1回の出動時間が8時間を超える場合の出動報酬額として8,000円を新たに加えるものです。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第10、議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第40号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替えや緊急的に予算措置の必要が生じた諸事項に係る経費を計上するもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,537万1,000円を追加し、予算の総額を82億6,742万2,000円とするものであります。

補正の主な内容について、歳入から説明いたします。

分担金に、農林水産業費分担金の中山間地域総合整備事業分担金92万4,000円の追加。

国庫支出金に、民生費国庫負担金の子育てのための施設等利用給付交付金並びに未就学児均等割保険税負担金233万8,000円、総務費国庫補助金の地方創生推進交付金を事業採択により2,373万8,000円、民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金並びに保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別

事業交付金等 262万1,000円、土木費国庫補助金の防災・安全交付金1,795万5,000円の追加、教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金95万2,000円の追加など、事業内示に伴い追加しました。

県支出金に、民生費県負担金として、国庫事業の事業採択に伴う追加により、合わせて116万9,000円の追加、農林水産業費県補助金として、事業採択及び内示により116万2,000円を追加、災害復旧費県補助金の過年発生林道施設災害復旧事業補金8,450万円を追加。

寄附金に、企業版ふるさと寄附金（農林課）に1,930万円追加。

繰入金は、財政調整基金に3,345万3,000円を追加し、地方創生推進交付金の事業採択により、当初、充当を予定していた合併市町村振興基金繰入金を600万円減額しました。

諸収入に、コミュニティ助成事業助成金450万円を追加しました。

町債は、林道施設災害復旧事業の追加により、災害復旧事業債に3,640万円を追加、過疎対策事業債、辺地対策事業債の事業採択に伴う増減を含め、合わせて3,870万円の追加となりました。

続いて歳出について、説明いたします。

議会費に24万円の追加、主なものは、一般職員の人件費の増額です

総務費に2,507万7,000円の追加、主なものは、一般管理費の人件費1,632万7,000円の減額、企画費の地区別定住戦略実践事業費1,850万円の追加、コミュニティ助成事業補助金250万円の追加、電算システム管理費のクラウドサービス利用料524万2,000円の追加、CATVセンター運営費の備品購入費300万1,000円の追加、税務総務費の人件費1,055万5,000円の追加、戸籍住民登録費の人件費35万円の追加などです。

民生費に993万2,000円の追加、主なものは、社会福祉総務費の人件費181万円、異世代交流拠点創設事業委託料381万1,000円の追加、児童福祉総務費の人件費665万円の減額、児童福祉施設費の町立保育所運営事業委託料214万1,000円、施設等利用給付交付金417万6,000円の追加などです。

衛生費に175万円の追加、主なものは、保健衛生総務費の人件費92万円の追加、水道費の水道施設整備補助金83万円の追加です。

農林水産業費に77万6,000円の追加、主なものは、農業総務費の人件費219万円の減額、農地費の県単簡易基盤整備加速化事業計画策定委託料230万円の追加、地籍調査費の人件費867万3,000円の減額、林業総務費の人件費754万6,000円の追加などです。

商工費に599万5,000円の追加、主なものは、商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策商工業サポート事業補助金500万円、観光振興費の各観光施設管理運営費99万5,000円の追加などです。

土木費に3,217万2,000円の追加、主なものは、土木総務費の人件費201万2,000円の追加、道路新設改良費の防災・安全交付金事業の事業採択及び内示に伴う追加2,980万円などです。

消防費に476万1,000円の追加、主なものは、非常備消防費のコミュニティ助成事業補助金200万円の追加、消防団員報酬235万4,000円の追加などです。

教育費に556万円の追加、主なものは、事務局費の人件費211万3,000円の追加、社会教育総務費の人件費192万3,000円の追加、学校給食施設費の備品購入費77万4,000円の追加などです。

災害復旧費に1億3,200万円の追加、これは、過年度発生林道施設災害復旧工事請負費に1億3,000万円、委託料に200万円の追加です。

諸支出金に710万8,000円の追加、主なものは、特別会計操出金のうち診療所事業特別会計操出金に、人件費の増額に伴い60万6,000円の追加、国民健康保険事業特別会計操出金に50万2,000円の追加、農業集落排水事業特別会計操出金に600万円の追加などです

これにより、令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億6,742万2,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わります

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第11 議案第41号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第42号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第43号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第44号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第45号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

**【議長 山本 文男】**

お諮りします。

議案第41号から議案第45号までの5件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第45号までの5件は、一括議題とすることに決定しました。

5件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第41号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ298万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億901万2,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国民健康保険税として、本算定による税額の確定により248万4,000円の追加、これは、国保税を賦課する基礎数値である所得割対象額が前年と比較して増額となったことに伴うものであります。

また、一般会計繰入金として、未就学児の均等割保険税繰入金など50万2,000円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、総務費として2,000円、基金積立金として298万4,000円の追加予算をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第42号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は予算の総額の変更はなく、歳出予算の組替を行うものであります。

簡易水道一般経費の役務費のうち、水道水質検査料の入札執行残330万円、簡易水道施設維持管理費の委託料のうち、水道施設毎日点検業務委託料の入札執行残400万円、浄水場ろ過砂洗浄業務委託料の入札執行残195万円を減額し、需用費に160万2,000円、工事請負費に238万7,000円、予備費に526万1,000円をそれぞれ追加しました。このうち需用費につきましては年度末の点検において見つかった不良箇所の修繕、工事請負費につきましては、鬼神野浄水場の電磁流量計故障による取替工事であります。

続きまして、議案第43号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を1億1,595万1,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金に600万円を追加しております。

歳出につきましては、工事請負費に600万円を追加しております。施設の点検により、故障もしくはポンプの能力低下と判断された中継ポンプの取替工事を行うものであります。

続きまして、議案第44号 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,771万1,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、人事異動に伴う一般職員人件費13万円の増額、北郷診療所のパートタイム会計年度任用職員の人件費47万6,000円の増額であります。

歳入補正の主なものは、人件費の増額に伴う一般会計繰入金60万6,000円の増額であります。

最後になりますけど、議案第45号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について、80万円の増額補正を行うものであります。

内容につきましては、収入では、医業収益として80万円の増額、支出では医業

費用の経費として同額の80万円を委託料に追加するものです。

具体的には、当年度に導入を予定しておりますX線等画像診断システムと電子カルテとの連動性や汎用性を検証するためのコンサルティング委託業務を新たな業務として追加するもので、医療機能再編支援業務委託料として80万円を増額しています。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月6日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

ここで、5分間の休憩といたします。

27分から再開します。

(休憩：午前11時22分)

(再開：午前11時27分)

**【議長 山本 文男】**

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、一般質問であります。傍聴人も見えております。

私たちの議会活動を直接、見ていただくことは、大変ありがたいことです。傍聴の方に対しまして敬意と感謝の意を表します。ありがとうございます。

**【議長 山本 文男】**

日程第16、一般質問。

今回、一般質問の通告のありました議員は7名であります。

本日は2名の質問を行い、残り5名の方の質問は明日、行います。

通告順に一般質問を行います。

なお、質問と答弁を合わせて1時間以内となっております。終了前にはブザーが鳴りますのでよろしくお願いいたします。

通告順に質問を許します。

2番、早川 節夫議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

**【2番 早川 節夫】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

2番、早川 節夫議員。

**【2番 早川 節夫】**

まず、初日のしょっぱなに一般質問をしますけれども、若干、緊張しております。詰まったりしたときには本当に申し訳ないなと思っておりますが、お許しをいただきたいなと思っております。マスクを外させていただきます。

早速ですが、外灯、防犯灯について、町長にお伺いをいたします。

町内に設置してあります外灯、防犯灯につきましてですが、私が目にするだけでも電気が切れている箇所、木々に覆われて見えない箇所、また、必要のないところに設置してある外灯、防犯灯が数多く見受けられます。

以前は、子供たちの通学路のために設置した経緯があろうかと思いますが、現在では学校、通学バス等を利用しますので、町内全域ではかなり数多く必要でない箇所があるのではないかなと思っております。

しかし、撤去することで町また地域が暗くなっても困りますので、本当に必要のない箇所の撤去を行い、少しでも電気料金の支払いを少なくし、町負担、組合での負担を緩和したらいかがなものかと考えております。

町長のお考えを伺いたいと思います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

早川議員の外灯、防犯灯の撤去についてということではありますが、以前に比べて不必要なところに防犯灯と。「不必要なところ」というと語弊がありますが、以前は必要であったと。今はそうでもないということかなあと考えておりますが。

外灯、防犯灯につきましては、夜間における町民の安全確保や犯罪被害の未然防止を図るために設置されていることは御承知のとおりでございます。

さて、平成31年3月末時点ではありますが、その調査によりますと、町が管理する防犯灯が703基、個人や各地区（小組合、公民館等）が管理する町管理以外の防犯灯が800基ございます。

この外灯、防犯灯の撤去についての御質問でございますが、各地区で管理されている外灯、防犯灯につきましては、その地区の合意に基づいて撤去とかそういうことであれば何ら問題なからうというふうに思っております。

また、町が管理している外灯、防犯灯につきましては、必要なものという考え方の中において、しっかりと維持していくということでもあります。そうすることが町内の安全安心につながらうかと思っておりますので、そういう方向性でやらせていただきたいと、そう思うところであります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

**【2番 早川 節夫】**

今、町長の話をお伺えば、かなりの箇所を管理しているなどというふうに思います。

ただ、道を走ってますと、木々等に覆われて本当に光があまり道路に差し込まないという箇所もかなりあります。それと、やはり電気が切れている箇所、そういうのもかなり見受けられます。やはり外灯がついていれば電気料は、多分、基本料金は納めないといけないはずなんですよね。そこら辺のところではやはり無駄をなくすという観点からも、そういう取組には携わってほしいなどというふうに考えます。

外灯、防犯灯の撤去に関しましては説明がありましたのでいいですが、その電気料の支払いについて、ちょっとお伺いしたいです。

外灯、防犯灯の電気料金の支払いは町負担、また組合単位での負担となっているかと思います。このコロナ感染がなかなか収まらない中、いろいろな形で町民には支援対策が行われています。本当に町民にとってはありがたい支援かなと思っております。現金支援であったり、飲食店であればテイクアウト支援であったりいろいろな形で支援を行っています。

この外灯、防犯灯の電気料金支払いを町が負担をすることで、コロナ禍の中の町民全体の支援策の一環として取り組むことはできないのかなというふうに考えているところです。

年々、年金生活者が大半を占める組合も多くなっていると聞いております。以前は、組合には助成金としてお金が入ってきていましたので大分、助けてもらった部分もあったんですが、今は本当、現金というお金が組合には入ってきません。いろいろな出費、組合費であったり区費であったり公民館費であったり募金であったり、全て個人個人の徴収で今、組合活動を行っているのが実情であります。

電気料金を払うことで不透明な点もいっぱいあったような気がするんですね、支払いに関しては。そこら辺のところを明確にする意味でも、電気料金支払いを町が負担することで町民の負担を少しでも軽くする。また、余分なお金を払わないでいいように撤去していく、そういう進め方をしてもらえたらありがたいかなと思ってはいるんですが、支払いの件について、町長に伺いたいと思います。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議員がおっしゃるように、高齢化をしてきて年金暮らし等々、非常に窮屈になっているという現状も理解しているつもりであります。

ですので、町としては、町の防犯灯等、地域がする防犯灯もLED化ということで、少しでも電気料金が安い方向に変えていくという努力をしながら、その電気料金どうかならないかという話であります。

教育委員会のほうに公民館の補助金交付要綱というものがあるんですけど、これは均等割が8万円だったと思います。それと世帯割が2,300円ということで、公民館に補助金を出している。

この補助金をつくったいきさつは、以前、完納補助金制度というのが税務課にありまして、それぞれの小組合ごとに納税組合をつくっていただきまして、今の引き落としとかそういう時代じゃないことなんですけど。そこに全部の税金を完納したときに、率を掛けて、そこに完納補助金をやっていた経緯があります。

その完納補助金制度なるものが違法性だと、違法性があるということで、やはりそれは自治体がすべきことではないということで全国的な流れになりまして、やはりそれを出したらおかしいという話に。結局、出したらおかしいというか、完納補助金制度がおかしいということになりましたので、今まで例えば、小組合にある程度、入ってきたもので電気料とかそういうものを支払っていたという経緯がありますので、非常にやはりそこ辺でなくすと、非常に小組合は大変だということで、小組合までは行ってませんが、その地域といいますか、どここの公民館を対象にして、均等割と世帯割にして補助金を出していると。

完納補助金の代わりと、今、「2, 300円」と言いましたけど、1, 300円相当を1世帯当たり入れてるということは現実ではありますが、これでもやはりそのときと人数、世帯も変わってきてますので、やはりそれによってどんどん均等割は変わりませんが、しぼなえていくというかこちらから出す金額が少なくなってくると。ですけど電気料は変わらないという話、いろいろな諸経費、それぞれの公民館の。そういうのは一定してるということであれば、こちらのほうももう少し考え方の、この公民館補助金の中で対応していきたいというふうに、そこ辺は変えたくありませんので、それだけ特化して「出しますよ」という話になると、「ほんならこれは」と、「ほんならこれは」というふうになりますので、ある程度、公民館の活動を助成していくがための交付金といいますか助成金という形で、ちょっと中を検討してみたいなあとというふうには思います。

ですので、均等割が8万円がいいのか、世帯割2, 300円がいいのかという話になりますけど、そこ辺は精査してしっかりと対応して弱者のために負担軽減が図られればいいかなというふうに思っております。

公民館に関して、今年の予算はどのくらいかなと思って、宙には覚えてませんが、700万円くらいの補助金を出してるのかなという気がしておりますので、そういう形の中でももう少し精査させていただきたいというふうに思うところです。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【2番 早川 節夫】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

2番、早川 節夫議員。

**【2番 早川 節夫】**

この電気料支払いに関しましては、本当、前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

また、これを進めることでやはり今まで無駄になっていたものを少しでも減らしていくというそういう取組にも力を入れていただきたいなというふうに思います。

やはり無駄を少しでもなくすことから財源というものにつながってくると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議長、2問目の質問に行きたいのですが、いかがでしょうか。

**【議長 山本 文男】**

2問目の発言を許します。

**【2番 早川 節夫】**

2問目の質問なんですが、森林環境譲与税の使い方について、ちょっとお伺ひをしたいなと思っております。

この譲与税に関しましては、国は譲与税の使い方として「森林環境譲与税は市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、それから森林整備及び促進に関する費用に充てることができます」と。「本税により町村、地域のこれまで経営が十分に行われなかった森林の整備が発展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都心住民の森林、林業に対する理解の助成や山村の振興等につながると期待されています。なお、適正な使途に用いられることが担保とされるように、森林環境譲与税の使途については、市町村等はインターネット等により使途を公表しなければならない」とうたっております。

このことを踏まえて、森林環境譲与税を利用して人材育成及び担い手の確保、今の美郷町では取組が。それと林業労働安全性の推進、林業資格の取得・支援、高性能林業機械整備事業、林業大学校研修生応援プロジェクト事業と、利用されて計画がされています。

私と思ひますに、現場を重視した事業がなされていないような気がします。ほかに森林環境譲与税を使って活用する事業等、計画があるのか、まず町長に伺ひたいと思ひます。

**【議長 山本 文男】**

町長の発言を許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

森林環境譲与税につきましては、非常に使い勝手が悪いということでもあります。

昨日の予算委員会で江藤先生もそういう話の中で、もっとどうかならんかという話で総理に言ってみましたけど、これもしちゃあいかん、あれもしちゃあいかんという話で、何のための譲与税をつくったのかという話であります。

そしてまた、本税移行といいますか、今、基金の中から出してますけど、令和6年度頃から1人1,000円という形で取るんですけど、その前にいろいろな森林環境譲与税が使われていないという話で、基金に52%か54%くらい基金に積み立てられているという話で、ほんならこれ、要らんちゃないかという話に発展しそ

うじゃという話になりますので、「ちょっと待ってくれ」という話です。

これはやはり人口でも出しますので、山がなくても。やはり山林を持っている自治体と少ない自治体がありますけど、今度は人口が多い自治体は木を消費していただくという話の中で配分が決まってくるのかなと。そこ辺の使い道がなかなか少なくて基金に積み立てていると。そういうところはかなりの金額をいただいておりますので、要らんぢやないかという議論が巻き起こってきていると。

ですので、ぜひともそれを解消していかなければならないという話なんですけど、うちは結構、基金に積み立てても3割くらいということですので、今現状は。

一番最終的にうちはどのくらいなるのかと。令和4年度以降は1億4,900万円程度の森林環境譲与税が入ってくるということです。

ですので、これを基金に積み立てるなよという話になれば、毎年この金額をその山に充当していくということが可能だというふうに、極端に考えれば、私はそう考えます。

ただ、いろいろな目的のために木を使って、最終的にこういうことをやろうとか、こういうものをつくらうとするなら理由があるなら基金積立もそれはそれでいいんではなかろうかと思うんですが、年度、年度、消化ということで充当していけばそういうことだと思っております。

今、議員が言いますように、そういう形の中で使ってきたのはそういうことなんですけど、やはり林業活性化協議会がありますので、どういう形がいいのかと。何に使ったほうがいいのかと。現場でこういうものがないかといって今度は出すと、それは駄目だと。国庫の上乗せでも駄目だという話になってきますので、今ある補助金制度に上乗せはできないのかというもともとの議論やらあったんですけど、そういう部分が林道とか作業道、そしていろいろなものを抜くときにどんどんどんどん使っていければと。

それと、まだまだ道を整備して、その後の環境の整理というか、そういう形にはしっかりと使っていきたいと。そして活性化協議会の意見等を聞きたいと。

それと、議員おっしゃいましたように最終的にホームページで公表するということとあります。その公表した中身について、国民が「美郷町はこんげなことをしてるけどいかんぢやない」と言われない限りは、私はこの譲与税の使い方は間違っていないのかなという感覚でいます。

ですので、今後やはりいろいろな県とかそういう担当、また部局と話し合っていて、もう少し使い勝手がいいように、そしてまた、林野庁、総務省にもなりますけど、そこ辺に要望をしていきたいというふうには思うところとあります。

以上です。

**【議長 山本 文男】**

町長の答弁が終わりました。

**【2番 早川 節夫】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

2番、早川 節夫議員。

**【2番 早川 節夫】**

今、町長から説明を受けましたが、この譲与税の使い方、やはり根本的な一番の問題というか、いい方向にもっていくのであれば、やはり森林保護、山を守るという観点からいろいろな事業を計画して、いっぱいお金を使ってほしいなと思ってます。

先ほどの歳入の中で譲与税、繰越しが200万円ほどあったかと思います。使い切っていないのかなと思ってますので、もうちょっと。なかなか計画するとなると難しい問題かなと思ってるのは私も重々、分かっているつもりです。

例えば、今現在、特用林産振興対策事業で木炭原木供給事業というのをやっておりますね。補助事業があると思いますが、1立米当たりの補助金が令和5年、「購入者助成がゼロになりますよ」と、うたってあると思います。

ただし、「伐採をする人にはシステムは残して、協議会への取扱手数料は継続します」とうたってあります。このシステムを残すのであれば、もうちょっとこの譲与税を使って、原木を切る人、シイタケ原木、木炭原木、この切る人たちにお金を出してあげると。もちろん購入者にも出してあげると。

なぜ、この供給事業がうまくできないかとなると、伐採単価、これが物すごく安いんです。もうシイタケ原木を切るにしても木炭原木を切るにしても、もう単価が安いので切る人がいない。やはりそこ辺の単価、切る人に単価を上げてあげることで切る人が少しずつ出てくるのかなと思っております。

もちろん高くなった分、購入者にも、前回、補助がありましたよね。立米買うと半分の補助というのがあったと思いますが、その程度までにもっていけるような補助ができれば、生産者の意欲もかなり増えてくるのかなと思っております。

この事業、例えば、機械、重機とか小さい架線とか持っている方に声をかけて、事業として仕事として、「シイタケ原木を切りませんか」と、「木炭原木を切りませんか」と声をかけて、事業として取り組んで、その人たちに補助金が出せるような形がとればいいのかと思ってます。

この事業は小さい事業かもしれないですよ。シイタケ原木を切るとか木炭原木を切ると。ただ、切ったところは本当にきれいに、地山が見えます。地山が見えることで、太陽の光がしっかり入り込みます。切った株は萌芽といいまして、芽が出る。その後はもう自分たちで新たな森づくりを始めます。やはりそういう観点からも、この譲与税を使った新しい事業ができないかなというふうに考えていますが、町長の考えを伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】  
議長。

【議長 山本 文男】  
町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に議員がおっしゃるような形でどんどんどんどん使えばいいなという話ですけれども、担当課からの答弁書をいただいたんですけど、木炭・椎茸に関することなんですけど、これの原木伐採前の下刈り、原木伐採、玉切り作業に活用できないかと。この譲与税を。

木炭やシイタケの原木を自伐する林業従事者への助成金に活用できないか。

木炭や椎茸原木の確保（原木の供給や、山林伐採後の原木林への誘導）に活用で

きないか。

新植した原木（アラカシ、クヌギ）の保護育成に活用できないか。

結局、森林を守っていくといいますか、その持続可能な森林として使っていくということが、うちの山だろうと思っています。

あと1つの森林の目的というのは、その生態系の保護のために守るべき森林が世界中にはあると。でも、うち的美郷町を考えたときには、有効な資源として持続可能なそういう形で繰り返していくと。

ですので、これが一番今、原木供給等々を考えていったときに、まさに譲与税が使えるっちゃんないかという話でありますけど、今度は県のほうは「そぐわない」という話であります。何でそぐわないのかという話をしっかり聞いておりませんので、これはやはり聞きに行きたいという話であります。

先ほどいいましたように、こういうことをやってホームページに出して、国民の人はいいじゃないかと。国・県は「駄目じゃ」と言っても、それは使っていないっちゃんないかという判断のもとで使っていないっちゃんないかという気がしてなりません。

ですので、県のほうに「何で駄目なのか」という話で交渉に行きたいと。じゃないと、どんどんどん、結局、自然萌芽するとはいえ、切る人、結局、いろいろな賃金が安いということで、今、ウッドショックで大型機械でスギは出てきますけど、なかなかそういうものが出てこないという現状がありますので、そういう形の中でやっていきたいというふうに思っております。

もう一つ、今度の補正の中で、企業版のふるさと納税ということで1,930万円だったと思うんですけど、出してます。補正を。

これは、森林環境譲与税とは別に企業さんがこの県北の市町村に、うち1,930万円ですけど、寄附を、企業版ふるさと納税をやっているということであります。この1,930万円を、そこの企業さんに言わせると、「山を守ってください」という話であります。

ですので、当面、この譲与税が使えないという話になれば、こっちの1,930万円をそういう形に充てていくこともいいのかなと。

そして、それと並行しながらなぜこの譲与税が使えないのかという話で県当局と交渉して、課長以下担当も一緒に行って、やはり話していききたいと。

それで、江藤代議士の話なんですけど、これは自民党地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチームなんですけど、市町村への意見徴収を林野庁と連携して実施すると。資金を活用する現場の体制や使い勝手などの課題を把握し、改善策を探る。税制調査会も含めて、資金配分等を議論するということでもありますので、国もやはりつくった以上、なかなか使い勝手が悪い、使えない、基金のほうに積み増してるといふ話になると、「制度設計が」といふ話になりますので、やはりそういう中でこの譲与税の本来のありようというか、そういう形でしていきたいと。

山を守る、水源を守るという頭の中、観点の中から、「保安林化」という部分が出てくると思うんですけど、感覚の中で。その保安林化をするときに、この譲与税は使えないのかという話ももっていききたいというふうに私は思います。

山を守るということで環境譲与税が創設されたなら、保安林をしていく。水源関与という形の中で山を守ると。いろいろな形の中で山を守っていくときに譲与税がつくられたとするならば、それもいいっちゃんないかというような話もしていきたいと、そういうふうに思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 山本 文男】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

今、町長から説明を受けましたが、本当に大事なことかなと思っております。

やはりクヌギ、ナラ、シイタケ原木ですね。それと備長炭、木炭原木、これを巨木化してはならないんですね。もう巨木化すれば製品にもなりませんし、山自体も傷みます。そういうのをやはりうまく回していく上でも、いろいろな取組の中で、私、冒頭に述べましたけど、そういう譲与税を使って事業ができれば、山も守れるし生産者にもちょうどいい伐期時の製品が行く。やはり製品がいいものが行けば、生産向上にもなる。やはり仕事も楽になると考えてますので、ぜひ、この事業にしっかり取り組んでいただけたらなと思っております。

本当に、口早で早々と終わらせていただきますけども、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

【議長 山本 文男】

これで、2番 早川 節夫議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩に入ります。

再開を13時といたします。お疲れさまでした。

(休憩：午前11時57分)

(再開：午後12時57分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

4番、兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

まず、マスクを外させていただきます。ロシアのウクライナ侵攻が長期化していますが、一刻も早く終息することを願います。

今年も早いもので1年の前半を終える節目の月を迎えました。これから梅雨時期になります。梅雨と言えば、しとしとと降り続く雨のイメージですが、近年は災害の発生するレベルの雨が長い時間続く線状降水帯、また、ゲリラ豪雨被害、巨大台風による暴風雨、地震等の被害が各地で報道されています。私たちの美郷町もいつ災害に見舞われるか分かりません。本日は、美郷町の次の防災対策について、質問をいたします。

まず最初に、最近の気候変動に対する町の防災計画について、作業道や伐採跡地、山裾などの下の住宅地で危険な箇所があります。調査をする必要があると思いますが、町の考えを伺います。

【議長 山本 文男】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当にこの時期になると、梅雨時ということで雨が降ってくると。冒頭、議員がおっしゃいましたようにコロナ、これも1つの災害であります。病気のディザスターでありますので、災害とデシーズですかね、この2つの災害が我々を襲ってくると。

ですので、常在危機意識というものは常に持っていなければならないというふうに思っております。本当に議員がおっしゃいますように、この頃は線状降水帯がかかって本当に考えられないような災害が発生をしていると。全国各地いろいろなところでそういう形になっておりますので、たまたまといいますか、運よくといいますか、美郷町はまだそういうことになってないということで、大丈夫だという話ではありません。いっどこでどういう形でこのような結果になるか分かりませんので、常在意識を持ちながら、直すべきところは直していく、これが肝要かというふうに思っております。

災害危険箇所の把握についてですけど、例年4月の区長会、消防部長会におきまして、これは毎年なんですけど、依頼を行いまして、各地区から危険箇所の報告をいただいております。町では、その報告に基づいて、現地踏査が必要な箇所につきましては、警察、土木事務所、農林振興局、地元消防団とともに、梅雨時期に入る前に、危険箇所調査を行っているところであります。

調査の結果、何らかの対応が必要である場合は、土木事務所や農林振興局と協議を行いまして、今後の対応を決定しております。

議員、御質問のとおり、災害危険箇所の把握につきましては、防災対策の面からも必要であると考えておりますので、今後とも、この災害危険箇所の把握とその対応には努めてまいります。

以上でございます。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

既に町の災害箇所の調査は終了していることは考えておりますが、木材伐採跡地などは3年以上たつたらば、木材の根が腐ったりして崩壊の危険性があると聞いております。作業道の下や山裾の住宅地で私の水清谷のいろんな地区においても、そういう危険な箇所があります。順次、見てもらって、現地調査をして災害に備えていただく必要があると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、高齢者等の要支援世帯では、台風接近時に防災対策が自力でできない場合があると。町などで支援はできないか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに高齢者の世帯が多くなってきて、自分たちでできないということはお伺いをして、また考えれば当然なことかなと思っております。

空き家対策の中で、やはり全然、使っていない空き家、これもやはり怖いということで、風が吹いてきてその家が隣のほうに行くと。そういう撤去の費用やはこちらは見てるんですけど、なかなかそれも進んでない1つの危険因子になるのかなあというふうに思っております。

高齢者のほうの、どうしても自分たちでやれないという家もありますので、検討が必要かなというふうに思いますが、やはりその家族の方々、また地域の方々の共助といいますかそういう形でやっていただけないかと。

それでも無理であれば、町のほうが何らかの手当というか、そういう工面をしていく時代に来たのかなあという感覚は持っております。

がしかし、幾らしてもやはり災害が起こるときは起こるという考え方の中で私が一番思うのはやはり避難だろうと。もうどんげしとって、やはり起こるときには起こりますので、命を考えたときにはもう避難が一番かなと。

幸いにして、今度、いろいろな形で線状降水帯がかかれば1週間前くらいからという話の中で予測をして、气象台長のほうから出すという話でありますので、そういう形の中での、早く言えば病気で言えば予防なんですけど、そういう形のほうを重視しながら、どうしてもという部分であれば、また、役場の中で検討したいというふうに思うところではあります。

その中の一環というか、自分の土地の周りというか、所有地の中に大木やらがあるという話で、これをよう切らないという話が出てまして、ほんならどうします

かという話で、ほんならそこ辺をちょっと調査して、そういうやつは見て、やはりこれは危ないということであれば予算化して切るという形にしていますので、そこ辺からやっていきたいなあというふうに思っております。

本当に大木になって、いつ風が吹いてというか、家のほうに何か倒木というかそういう可能性が出てきてるといふ部分がかかりの場所、場所にあるということですので、そういうやつは専門家、森林組合とか素材生産業者にお願いして、そういうものを取り除いていくと。そして安心安全を持ってもらうという形で、そういう形では頑張っていきたいというふうには思うところです。

全てがそういう形でできるかどうかは無理としても、もう少しどういう条件のとき、どういう場所、どういう形の中でこちらの行政のほうが公助としてやっていくかというのは、ちょっと考えさせていただきたいと。

でも、放ったらかすわけにはいかないと。その前にやはり避難というものが一番最初にあるという部分は変わらないところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のおっしゃるとおり、本当に避難することが一番の予防対策だと私も思います。

ですが、高齢者の独り暮らしで、「私はここでもう死んでいいとじゃ」とかそういう人もいらっしゃいます。高齢者の独り暮らしで台風接近時に自分で雨戸を閉めることも自宅前の排水溝の清掃もできない災害弱者の人が町内にいると思います。

高齢者が半分を占める、また、本町においてはこれから自助・共助が今後はちょっと不可能になってくるのではないかと考えますが、これからは行政政策が町長のおっしゃるとおり頼るところになると思います。

あくまでも例えばの話ですけど、要支援世帯の台風接近前の防災対策として、建設業者に依頼するとかすれば、声掛けとか見守りとか情報提供もでき、その要支援者の方々も安心できると思いますが、町長、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

やはりそういう弱者に対して情報把握というか、消防のほうも民生委員が使うそ

ういう要援護者とかそういう人たちの名簿を共有して、例えば、この地区にはこういう人がいるということで、ある程度、区長さんも分かってるし消防の方も分かってると。ですので、「もしこういうことがあったらお願いしますね」という話の中でお願いをしているところです。

なかなか、「人権」「人権」という話の中で、あまりそんげなやつ出したらという話ですけど、結局、命に関わるようなことであれば、そういうことは積極的に周知して、それを多分、守秘義務の中でやっていけばいいわけですので、そういう個人情報取り扱いにしても細心の注意をしながら、やはりそういう部分でしっかりと見守りをしていくと。その中に、議員おっしゃるような自助そして公助という話になっていくのかなあというふうに思っております。

ですので、至らない部分が公助として非常にあれば、またこういう方法がいいんじゃないかとか、いろいろなことを聞きながら進めていく必要があるかと思っております。本当に今から先は、要援護者ばかりじゃなくて高齢化してきてなかなかできないということは目に見えてありますので、そこが急に雨が降ってどうのこうのという前に、地域をそういう溝さらいとか。結局、災害に結びつかないような地域の在り方ですよね。やはり環境保全とかそういうものを含めた形の中で、そういう形に最終的にはつながるような考え方をしていくほうがいいのかというふうに思っております。

ですので、そこに特化するということではなくて、地域をきれいにするというかそういう形の中でひいてはそういうことに貢献してるということになるほうが、考え方としては非常にスマートであるというふうに思っておりますので、そのためにという部分が、この「ちくせん」の中で考えられてくれると非常にありがたいと。そのときに、それぞれ地域の実情が違いますので、うちはそれをするためにこういうお金が必要だという話になれば、そういうお金をその「ちくせん」のほうに出していくという形のほうが、町がこういう事業をするということではなくて、地域、定住のグループといいますか、「地区がこういうことでやるから」という話のほうが、私は今から先の行政はそういう形で公助の役割と自助という部分で、ある程度、分けてそれがくつつくような仕組みをつくっていったほうがいいのかというふうに思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長がおっしゃるとおり、自助と公助をそういうふうにして支援を必要とする方々のためにも今後の検討をよろしくお願いして、次の質問に移ります。

2つ目、台風及び災害等の避難場所の状況や周知についてです。

新型コロナウイルス等の隔離者の避難所の状況や周知について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

これは担当がしっかりとした答弁書を作ってますので、ちょっとこれを読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応の避難所につきましては、南郷地区においては多目的研修センター、西郷地区はいきいきトレーニングセンター、北郷地区は北郷保健センターを指定施設としております。ですので、コロナ関係でそういう人がいれば、そこに来てもらうという形で施設は指定をしております。

当施設は一般避難所や福祉避難所としても活用されることから、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者につきましては、動線を分ける形で避難していただくこととしております。この新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者につきましては、防災部局としては情報がないため、日向保健所より対象者へ個別にお知らせすることになっております。

また、避難所の設備についてであります、新型コロナウイルス感染症にも対応できるように、自主防災組織に対しまして、避難所用の屋内テントを配布しているほか、町でも一定量を備蓄し、有事に備えているところであります。

一番、台風やらが来て避難しなければならないということは、今後、多くあり得ることだとは思いますが、このコロナウイルスが早く終息してほしいと。ごっちゃになってしまうと、今度、感染者でない健常者といいますか、その方々もそういうことになってくるという可能性があるものだから、「動線を分けて」という話で計画をしております。

また、どういう形になってくるか分かりませんので、この時期を逃さず、もう一回、シミュレーションといいますか、「こうよね」ということで意思の疎通を図っていきたいというふうに思っております。

非常に難しい問題ですけど、限られた施設資源の中で精いっぱい町民の命を守っていくというのが与えられておりますので、消防団員共々頑張っていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、療養所関係につきましては、北郷、南郷、西郷に設けてあると。入院等の重傷者はまた入院でまた別にだと思いますが、軽症者の方はそういうふうに対応がし

であるということでございます。

コロナ感染者が現在、町内でも時々発生しています。避難所においても、今後、きめ細やかな感染対策が必要であると。また、引き続き今おっしゃった療養所以上の確保、ケアをしっかりとしていただけますように対策をお願いして、次に移ります。

高齢者、障害者、難病者、妊婦等の配慮の必要な方の避難所の状況や周知について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども申し上げましたように、要援護者名簿を消防団そして区長さん、そういう方々と共有をしておりますので、何かあったらということで避難誘導に、また送迎等をお願いしますということで周知を徹底しているところであります。

また、妊娠中の配慮の必要な方については、母子保健を担当している保健師等と連絡しながら、状況に応じた対応をしていく必要があるというふうに思っておりますので、あらゆる情報を、こちらは持っている情報を駆使して、その避難する方々の一人一人といいますかいろいろな形がありますので、それに配慮しながら細かく対応ができればいいというふうに思っております。

すごくこの頃、思うことなんですけど、やはり口ではそんげして言えるじゃないかという話なんですけど、やはり集まってそれぞれのところで1回。1回、9月の初めのときに避難訓練をしますけど、やはりそういう部分をしっかりと二、三回やっておかないと、急に言われても、起こっても、そういう形ができないのではなからうかという気がします。

台風の場合は、ある程度、時間がかかりますので、先に「こうです、ああです」ということで避難していただくということできますけど、これが急に来る地震とかそういうことになると非常にまた難しくなってきますので、やはりそういう訓練を社会福祉協議会とともにやっておかないといかんかなというふうに思うところであります。

といいますのは、以前、熊本のほうに地震のときに行ったら、「いろいろ訓練はしてきたつもりですけど何も役に立たなかった」という、担当者が私のほうに言われたことがあります。私はまだ行政職員ではなかった頃なんですけど、ちょっと熊本地震のときに行ったら、だから日頃からのそういう訓練といいますか、をやっていないと、右往左往するだけだという話を聞いておりますので、やはりそこ辺は少しずつやっていく必要があると、本当にそう思っておるところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

福祉避難所ということですが、私もこのことを知っているわけですが、今回はこのような質問をしてちょっと詳しく。詳しくじゃないですけどね、弾いてみたわけなんですけど、このことを知っている人は少ないと思います、町内でも。

福祉避難所が3地区に、先ほど言ったコロナ感染対策の療養所も兼ねて、これは福祉避難所になるという理解でよろしいですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう形というか、そういう目的で、このコロナが発生をしたときに、やはりそれぞれの地域の避難所、そういうのはあるけど、やはり1つのところという話の中で、やはり3か所そういう避難所を設けて、こちらのほうがそこに当たったほうがいいという考え方の中でそういう形で設けたという経緯があります。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

そういうふうにして町のほうで対応していただいているということでございますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、長期避難する指定避難所の数と設備等は十分であると思いますか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そうですね。施設の数とすれば間に合っているかなと思います。

その施設が全て同じような形になってるかということになると、また少し違うと。それぞれの施設の形態とかその建物の造り方とかそういう部分がありますので。

やはり私が一番思っているのは、地域の施設もその避難所として指定してるんですが、やはり台風の大きなものが来るとか、線状降水帯がかかるとか、そうなったらやはり町の体育館とか、もう頑丈な建物の中へ避難していただく。これが一番安心かなという気がしてますので、それぞれの避難所については、その消防団、区長さんは理解はしてると思いますが、誘導の仕方としては、本当にそういう台風が来るなら1週間前くらいから「こうですよ」ということで、できればやはりそういう学校の体育館とかそういうところの頑丈なところに避難していただくことが一番こちらでも安全だと考えますし安心します。

これがばらばらに入ってもいいんですけど、やはりそれはそれで心配なところがありますので、そういう誘導の仕方、そして、どうしても仕方がない人たちは、その地域の指定している避難所という形で考えていこうかなあというふうに思っているところです。丈夫な建物の中にいるということが、一番こちらでも安心しますので、そういう誘導をしていきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

私の経験上では、高齢者の方が緊急避難所をですよね、いつも消防のほうで緊急的に避難する場所ですが、ここで「床が固くて眠れない」「トイレに行くにも移動するにも困難である」と、そのような声を聞いていました。長期避難所においてはなおさらだと考えますので、安価な折り畳み式のベッドとか車いすとかの物資を避難所に置いて準備することが必要だと考えますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃる通りにやはりそこその避難所でいろいろな問題、トラブルが起これてくるということは聞いておりますので、今そういう話の中で、簡単なトイレとかいろいろな防災グッズとか避難所で使われていくそういうものを備蓄、食べ物ばかりじゃなくてやはりそういうものも一緒にこちらのほうで備蓄していくという形で3か所に倉庫といいますか備蓄所を作って、そこにどんどんため込んでと。

「どこにあるか」と言ったら、そこに行けばあるというような形にしておいて、あっちもこっちも置いておくと、どこそこになると分かりませんので、そういう形で何かあったらそれを持っていくという形に常時しておきたいと。

ですので、非常食も大切なんですけど、どちらかと言うとそこで快適に暮らすがためにはやはりそういうものの備品といいますか、そういうものが必要になってきているということかなと思っておりますので、そちらのほうもため込んでいきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長、分かりました。それこそ避難所に断水等が起きた場合は、トイレ等も大変、不便になると思いますので、そういう対策もとっていただきたいと思います。

次に、町ではあらゆる防災対策を講じているが、その中で南海トラフ地震、日向灘プレート地震等の町の耐震事業の活用状況について、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それぞれの耐震、家のほうの耐震になってきますけど、建設課のほうでいろいろなことをしていただいているんですけど、こちらのほうで一生懸命、「こういう制度がありますよ」ということ周知しているんですけど、なかなか使われていないと。

平成24年度から令和3年度までに耐震改修工事の費用125万円を限度に補助ということで、それが11件使われているということです。結局、耐震度、体力度がないという家については、そういう事業を使ってしっかりしてもらおうということでもあります。

ですが、もう少し「PRの仕方がまだ行き届いていない」と言われればそうかもしれないかもしれませんが、「こういう制度がありますよ」という部分でしっかりとしていきたいというふうに思っております。

本当にどうい地震が来るのかというのは誰も分からないということで、よく言われるのは南海トラフという話の中で、近い将来の中でマグニチュード7.0以上の確立だとかそういう話を聞くと、今、来てもおかしくないという気がしますので、やはりそういう危機意識を持った中で町民もそういう常在危機意識を持って、来たときに自分の身をどう守れるのか、守るのかというこの訓練が必要になってくる。

そしてその上で、やはり予防として耐震性を持つ家を造っていくとか、そういう事業を利用して改修していただくとか、そういう形が肝要かなとは思っております。  
以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

要望もあれですが、いつ来てもおかしくないと言われている南海トラフの巨大地震では桁違いの被害が予想されております。

本町においても、建物等の倒壊などが考えられますが、地震に備えて町内の住宅の強靱化を図る必要があると考えます。町民にこの事業の内容を知らない人がいるんじゃないかと思えます。再度、周知をしていただきたいと思いますと思いますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

定住促進とか公営住宅とか空き家対策とかいろいろありますので、この家に関しては1つにまとめて何か特集するような形で、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよと、ある程度、整理して広報紙に載せたほうが分かるのかなあという気がしています。今までうちが持っている制度事業、そして国・県が持っている制度事業を「こういう形です」という形で載せたほうが、見る町民の皆様にとったら「こういうのが使えるとじゃ」という話になって見れるかなあと思っておりますので、何か広報等の工夫をもうちょっとしていきたいというふうには思います。

ですので、時々、載せても見なかったとかそういうことが起こりますので、やはりこれは二、三回載せないで見ないのかなあという話です。きららやらで流しても、聞き損じたとかいろいろありますので、もう少し周知徹底を図るためにいろいろな工夫は今後していきたいと思っております。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ予算の都合等もいろいろあると思いますけど、皆さんに知っていただいて、順番等でそれこそ耐震事業を知っていただき、そしてこの耐震事業が町民の皆様に有効活用できるように、どうか取り計らっていただきたいとお願いをして、次の質問に移ります。

4つ目に、南郷支所においては「現在職員数が少なくなって火災発生時に適切な対応ができないのでは」と南郷住民の不安な声を聞きますが、南郷及び北郷支所職員を増員する考えはないか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

確かに側面的に防災という部分で考えれば、そういうことの考え方も出てくると。ただ、今度は違う方向で見るとまた違う考えが出てくるとというのは当たり前話であります。

この台風とか地震とか、これはもう致し方がない部分があります。これは誰がどうしても止めることはできないということではありますが、火事だけは、これはやはり人災だろうと私は思いますので、やはり火事は出さないと。この予防というか、これをしっかり町民の方々に意識していただいて、火事は出さないとこのほうが、これはどこで出ても幾ら体制を充実しても燃えるときは燃えるんじゃないかなと思うかと思っております。

以前、ちょうどうちの中区のほうで火事があったんですけど、全焼したということがありますし、結局、初期初動という部分が非常に大切になってくると。今後やはりそういう部分で考えたときに、消防団員の方々の力を借りるしかないという部分で非常に思います。ですので、今のところ7名プラスこちらから2名ずつ、毎日、出してますけど、こういう形でやっていきたいというふうに思っております。

これは側面で言えばそういう形になるんですけど、火事という部分については言いましたようにしっかりと意識を持って火事を起こさせない、火事を起こさないという町民の啓発というか、そちらのほうを重視していきたいと思っております。

「なぜそれだけ支所を減らしたか」という話になると、また難しくなりますので、私は、今のところそういう災害に対してはそういう形で臨んでいきたいと。

台風とか本当に先に分かる部分の手当は幾らでもできるということですが、急に来る部分、地震とか、これはもう非常にそのときにはどうなるか分からないという部分がありますが、その前の今さっき言いましたように地域の環境保全等々いろいろな形の中で、危ないところは撤去するとかそういう話の中で身を守るような状態にしていくほうがいいかなと。

ですので、支所に増員をするという考え方はありません。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ今は支所のほうに火災のほうはそういうふうに予防をしてもらいたい。支所のほうに職員を増員するという考えはないというお答えでございました。

現在は、消防団員もそれこそ仕事等により、地区内にいる団員は限られています。役場の職員が頼りになりますが、支所の職員が少なくて体制が不十分なために、先ほど町長が言われたとおり初期消火や減災害にならず人命に関わるような重大な災害が起きたときに、住民は、今の体制だから仕方がないと諦めるだけなのか、災害が起きた後では遅いので今後、十分検討をお願いして、次の質問に移ります。

美郷町の消防団の部の再編の必要性があると思いますが、町の考えを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、消防団員も条例定数には達してないというふうに思っております。昭和30年と今、全国の消防団を比較すると、やはり80万から90万くらい減っているということです。これは何でかという話になると、やはり少子化というか、そういう形でどんどんどんどん減っていると。これは全国的な傾向だと。

常備消防を持たない美郷町でありますので、どうしても消防団に頼らざるを得ないと。この部の編成というか再編は、やはりそこそこの人たちが部長以下、その消防団の中でやはり考えてほしいなど。それぞれ地域制も違いますので、今こうずっとしてきた中で一番いい形態だろうというふうに思っております。何かあれば知らんという話ではありませんので、応援に行きますので、やはりそこはそこでいいのかなあという考え方はしてるんですけど、そういうことで思っておるところであります。

「定員に達してない」と言いましたけど、468人に対して定数は450人ということですので、これは2班団員も入れてという話になりますので、非常にやはり消防団員数は減っていると。

消防団の幹部会そして部長会に行くと、旧態依然の、早く言えば、「何で入らんちやろかいね」という話を聞くと、「操法大会やらはせんでいいっちゃないとか」と、出初式も。極端に言えば「せんでいいっちゃないか」というような話ですよ。

ありがとうございます、その若い人たちの考え方が昔と違うということでもあります。私はそのように受け止めております。

ですので、何でそんげなことまでして消防団に入らないといけないのかと。これはボランティア的なものですので。そういうものも手かせ足かせになってる気がせんでもありません。

ですので、そういうところが消防団の加入促進の阻害要件というかそういうことも考えられるかなあという気はしてますが、それをこちらどうのこうのということではできませんので、消防団のほうに任せたいと。

部の編成についても、やはりどうしてももうできないと、そういう部の編成ができないということであれば、隣の部とどうかという話は自主的に話し合っただけで消防団の中で再編をしていくのが一番いいかなあというふうに思うところです。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

それこそ私たちの若い頃と比べると、今の若い人たちの考えが大変、変わってきていると。それも指導の方法もあるかもしれないし、地元のところに火災が起きた場合、親戚とかで。そのときにはその方々も若い方々もやはり消防団は一緒だと考えると思います。ですので、指導の方法もあるかと思しますので、それでも団員のいろいろ支給の支援もあるので、その辺のところもまた供給のほうもしてもらいたいと思います。

私たちの地区にも、もう団員が少なくなってきました、実際。町外の日向からも通って消防活動に協力していただいている団員もいます。このままの状態では団員の負担が多くなって、消防活動にも支障が出ると考えます。近くの部、団との統合をぜひ町長、考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

消防担当の総務課長もいますので、そういう方向でいろいろと一番いい方向を模索していければなあというふうに思っております。

それともう一つ、今の現役団員と2班団員という形になりますけど、もう一つ火事が起こったら、それ以外の人もすぐ行きますよね、初期消火ということで。そし

て、団員が来たときに変わっていただいて、消火活動をすると。その人たちがもしけがをしたときはどうなるかという部分が非常に心配ですので、そこ辺までちょっと総務課長と詰めておりませんが、その人たちの保険関係ですよね。

そのときはびを着とらんかったという話じゃないんだろうと思うっちゃけど、みんな行きますので、行って火事を消そうとしますので、そのときにもしけがをしたということになったときの保険適用をやはりちょっと考えておいたほうがいいのかなと。この消防団員が少ないという現状で。本当に皆さん、団員の方はそこにはいないと。日向市とかいろいろなところに働きに出ているということでありますので、夜は別として。そういうことが起こる可能性があるかなと思って、ちょっと勉強不足のところも私もあるんですけど、そこ辺もしっかりとした対処をしかんと問題になることもあるかなと思ったものですから、やはりそこ辺まで考えていきたいと思うところです。

【議長 山本 文男】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

町長のほうから、一般の方々が火災時には必ず出動すると思います。私たちもそうですが、その近くで火災があった場合は、そのときにけがをすることもあると思います。そういう保険とかを適用するということも考えていただきましてよろしくお願ひします。

統合するには、また各部ごといろいろ今までの問題もあるでしょうし、消防団の定年も60歳とも聞きます。今後の対応策として検討をよろしくお願ひをいたします。

日頃から消防団の皆様には、住民の人命と財産を守るために御理解、御尽力をしていただき誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

また、これからは災害が起こる時期となります。町の防災対策を万全にしていたくことをお願ひして、私の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

これで、4番 兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日6月3日金曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・どうもお疲れさまでした・・・。

(散会：午後 1時41分)